

# 貸 金 庫 規 定

## 1. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 全自動金庫の場合は、1マス15kg以内とします。
- ⑤ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの。

ただし、壊れやすいもの、変質・腐敗するもの、または危険物と認められるものはお断りいたします。

(2) 当行は前各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断することがあります。

## 2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末までとし、契約期間満了日までに借主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

## 3. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、別紙記載の料金により現金もしくは口座振替により1年間を前払いするものとし、口座振替の場合は毎年4月10日(休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1ヵ月として、その月から月割り計算により支払って下さい。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、月割計算によりお支払い頂きます。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了月までの使用料を月割計算により返戻します。

## 4. (鍵の保管)

(1) 貸金庫に附属する鍵・正副2個のうち、正鍵は借主が保管し副鍵は当行立会のうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

(2) 借主が保管する正鍵は、いかなる場合であっても鍵の複製を禁止します。

## 5. (貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行って下さい。

(2) 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行って下さい。

(3) 正鍵の紛失など、万が一副鍵を使用する必要性のある場合は窓口へお申し出ください。ただし、お申し出当日の副鍵の使用はできません

## 6. (届出事項の変更等)

(1) 印章を亡失したとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届出て下さい。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵・カードを亡失したとき、もしくはき損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 7. (印章、鍵、カードの亡失時の取扱)

(1) 印章、正鍵もしくはカードを亡失した場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続きをした後に行って下さい。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

- (2) 正鍵を亡失またはき損した場合、もしくは正鍵の複製を行った場合は、錠前等の取替に要する費用をお支払い下さい。またカードを亡失した場合またはき損した場合は、カードの再発行手数料として当行所定の手数料をお支払い下さい。なお、当行が貸金庫の変更を求めた時は直ちにこれに応じて下さい。

#### 8. (印鑑照合等)

開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱をしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用されている鍵およびカードについて、当行は確認する義務を負いません。

#### 9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けた時は、その損害を賠償して下さい。

#### 10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は第11条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第11条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申込をおことわりするものとします。

#### 11. (解約等)

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、カードおよび届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明け渡して下さい。なお、正鍵、カードまたは届出の印章を亡失したときは、このほか第7条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡して下さい。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ①借主が使用料を支払わないとき
  - ②借主について相続の開始があったとき
  - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
  - ⑤借主または代理人がこの規約に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明け渡して下さい。
- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または、暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

(4) 前3項の明け渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明け渡しの属する月までの使用料相当額を月割計算により支払って下さい。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、延滞損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちにお支払い下さい。なお、当行はこの不足額を明け渡しの日第3条第1項に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 第1項または第2項の明け渡しりが3ヶ月以上遅延したときは、当行は副鍵またはマスターカードを使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、延滞損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。

この場合、不足額が生じたときは、当行から請求がありしだいお支払い下さい。

#### 1 2. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは直ちにこれに応じて下さい。

#### 1 3. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたときまたは店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵またはマスターカードを使用して貸金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。このため生じた損害について、当行は責任を負いません。

#### 1 4. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることができません。

#### 1 5. (保証人)

保証人はこの契約から生ずるすべての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。なお、本条の極度額は金20万円とします。

当行が保証人に対し履行の請求をしたときは、主債務者に対してもその効力が生じます。

#### 1 6. (借主の死亡)

借主が死亡された場合は相続の手続きと同様に対応させていただきます。

#### 1 7. (変更)

当行は、当行所定の方法により変更後の内容及び変更の効力発生時期を周知することにより、本規定を変更することができます。この場合、借主及び保証人は、変更後の条項に合意したものと扱います。

以上